

議案第91号

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月19日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の育児休業等に関する条例(平成4年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第7条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(地方公務員法(<u>昭和25年法律第261号</u>)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	

議案第 91 号 説明資料

阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正案についての概要

**本則**

(1) 第 6 条

育児休業をしている職員の勤勉手当の支給について、会計年度任用職員の除外規定を削除

**改正附則**

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日